

# 市街化区域の

## 変更素案などが公示

10月24日(金)に公聴会を開催

札幌圏（札幌市、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の一部）についての二つの都市計画（素案）が、北海道から公示されました。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、北海道が市町村のマスタープラン（右ページ参照）との整合を図りつつ、広域的な見地から定めるプランです。

「市街化区域と市街化調整区域の区分の変更」は、無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を図るための根幹的な計画。札幌市分の変更案は、左記の通りです。

これらの素案の詳細は、北海道のホームページ <http://www.pref.hokkaido.jp/hom/> 覧になれます。

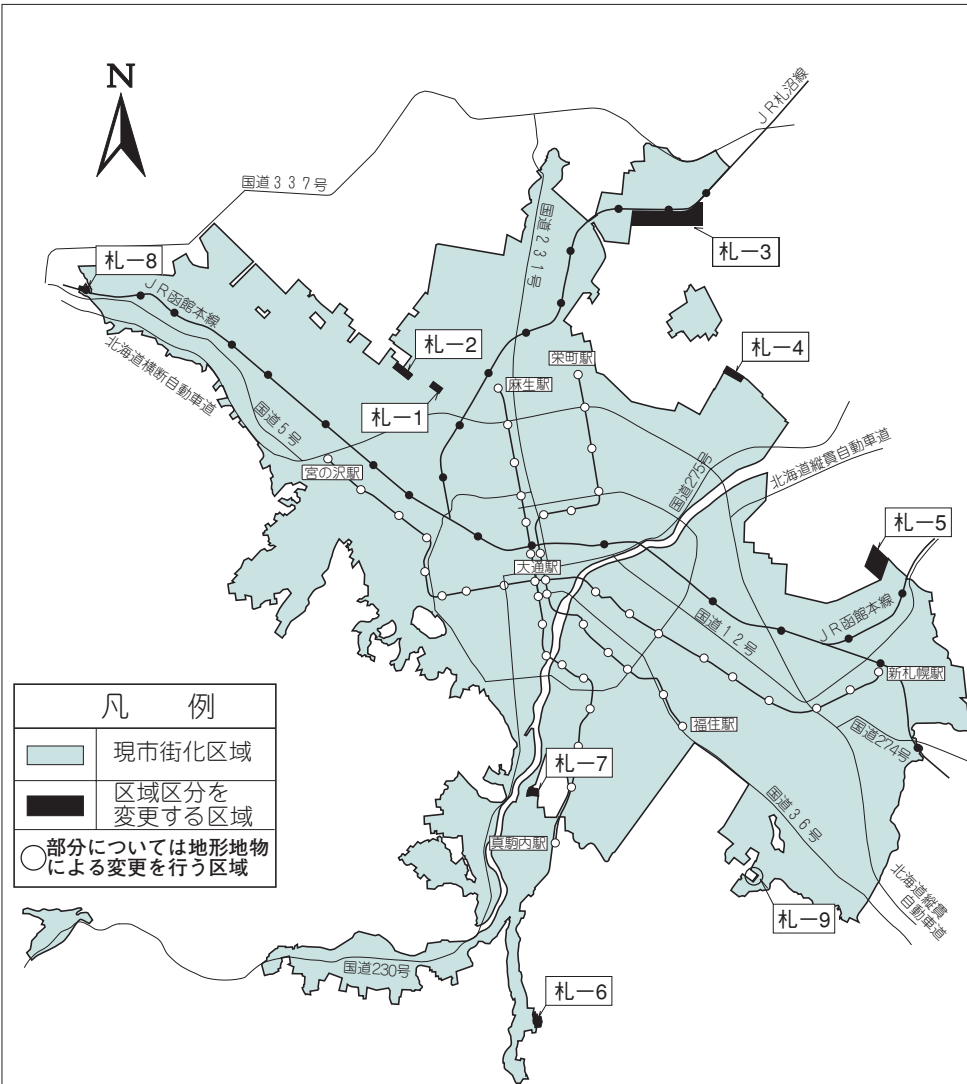
### 公聴会を開催

素案への意見を述べることのできる公聴会を開催します。道では、公聴会での意見を基に審議を重ねて、来年三月末に成案を策定する予定です。

日時 10月24日(金)午後2時。  
会場 かどる2・7(中央区北2西7)。

申込意見の要旨とその理由、住所、氏名を記入したものを10月17日(金)(必着)までに北海道建設部都市計画課(〒060-1858 中央区北3西6)へ送付。  
※公聴会の傍聴は、当日先着順に受け付け。

【詳細】 市都市計画課(211) 2506 か北海道都市計画課(231) 4111 内線29817



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#add8e6;"></span>	現市街化区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#000000;"></span>	区域区分を変更する区域
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; border:1px solid black; border-radius:50%;"></span>	部分については地形地物による変更を行う区域

### 札幌市分の 変更区域の概要

市街化区域に編入する区域は、①すでに開発許可を得ているなど、計画的な開発が確実な6地区(札-1~6) ②市街化区域に囲まれた土地で、周辺と調和的な土地利用が確実な2地区(札-7~8)の計8地区となっています。このほか、境界としていた地形地物の変更に伴い、境界線を変更する1地区(札-9)が含まれています。

今回、今後の開発を予定する特定保留区域はありません。また、市街化調整区域の原野などを、そのままの状態ですべて市街化区域にするところはありません。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 札-1 新琴似南地区  | 札-6 真駒内南地区    |
| 札-2 新川新琴似地区 | 札-7 真駒内本町地区   |
| 札-3 あいの里南地区 | 札-8 ほしみ駅北口地区  |
| 札-4 東苗穂北部地区 | 札-9 清田配水池隣接地区 |
| 札-5 小野幌地区   |               |